

船橋市広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の印刷物、ホームページ、公共施設等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の施設

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するおそれがあるもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれがあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(5) その他市長が不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(船橋市広告掲載審査委員会)

第4条 広告掲載の適否を審査するため、船橋市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 広告媒体の種類

- (2) 広告掲載の規格
- (3) 広告掲載の位置
- (4) 広告掲載の募集方法
- (5) 広告掲載の掲載料
- (6) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (7) その他広告掲載に関して必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、広報課長、政策企画課長、財政課長、財産管理課長、契約課長及び都市計画課長をもって組織する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、財産管理課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、その委員が所属する課の職員の中から代理者を指名し、会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員定数の過半数の委員又は代理者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員又は代理者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の審査)

第9条 課長（船橋市予算会計規則（平成26年船橋市規則第59号）第2条第4号に規

定する課長をいう。以下同じ。)は、新たに広告掲載を行おうとするときは、船橋市広告掲載承認申請書(第1号様式)及び第4条第2項各号に掲げる事項を記載した関係書類を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、船橋市広告掲載承認可否決定通知書(第2号様式)により、その結果を当該課長に通知するものとする。ただし、委員長が軽易なものであると認めた場合は、回議により審査することができる。

3 前項の規定により承認を受けた課長は、当該広告掲載について主管部長の決裁を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により承認を受けた課長は、広告掲載審査委員会が重要又は異例に属すると認める場合は、当該広告掲載について市長の決裁を受けなければならない。

(疑義の決定)

第10条 前条第3項又は第4項の規定により広告掲載について決裁を受けた課長は、当該広告掲載について疑義が生じたときは、委員会の意見を聴かななければならない。

2 委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該疑義について審査し、その結果を当該課長に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた課長は、当該通知に基づき広告掲載を行わなければならない。

(準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、広告付き物品の寄附の受入れ及び配布について準用する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、財産管理課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(第 1 号様式)

年 月 日

船橋市広告掲載審査委員会委員長 あて

船橋市広告掲載承認申請書

所属

所属長

事務担当者

TEL

船橋市広告掲載に関する要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 広告を掲載する媒体

2 広告掲載を希望する時期・期間

(第2号様式)

年 月 日

様

船橋市広告掲載審査委員会
委員長

船橋市広告掲載承認可否決定通知書

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、下記のとおり
決定しましたので、通知します。

記

1 可とする

2 不可とする

3 その他特記事項